

藤沢市教育委員会 11 月定例会会議録

日 時 2019 年（令和元年）11 月 13 日（水）
午後 3 時 00 分
場 所 本庁舎 3 階 3－3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 32 号 市議会定例会提出議案（令和元年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて
 - (2) 議案第 33 号 藤沢市立学校における令和 2 年度の学期及び秋季休業について
- 5 その他
 - (1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について
 - (2) 平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子
2 番 大 津 邦 彦
3 番 飯 島 広 美
4 番 木 原 明 子
5 番 市 村 杏 奈

出席事務局職員

教育次長	須 田 泉	生涯学習部長	神 原 勇 人
教育部長	松 原 保	生涯学習部参事	齋 藤 拓 也
教育部参事	佐 藤 繁	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室長	
			赤 坂 政 徳
教育指導課長	窪 島 義 浩	学務保健課長	近 尚 昭
学校給食課長	新 井 弘 行	学校施設課長	山 口 秀 俊
教育総務課主幹	須 藤 和 久	生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴
教育指導課主幹	坪 谷 麻 貴	生涯学習総務課課長 補佐	谷 本 博 史
教育指導課指導主事	角 田 祐 生	教育指導課指導主事	納 富 崇 典
教育指導課指導主事	溝 尾 昌 也		
書 記	鈴 木 憲 二 郎		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。
会議の開催にあたり、藤沢市教育委員会傍聴規則第 6 条第 4 項にあり
ます写真撮影について、報道機関から事前に申請がありましたので、これ
を許可することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する
委員は、4 番・木原委員、5 番・市村委員にお願いしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・木原委員、5 番・
市村委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 議事に入ります前に、議案第 32 号「市議会定例会提出議案（令和元
年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」は、藤沢市議会定
例会への提出案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法
律」第 14 条第 7 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思
いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 ご異議がないようですので、議案第 32 号は、後ほど非公開での審議と
いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、議事に入ります。

議案第 33 号「藤沢市立学校における令和 2 年度の学期及び秋季休業に
ついて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長 議案第 33 号「藤沢市立学校における令和 2 年度の学期及び秋季休業
について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、令和 2 年度に限り、国民の祝日であ
る「スポーツの日」が 7 月 24 日となることに伴い、「藤沢市立学校の管理
運営に関する規則」において定められている学期及び秋季休業について、

令和2年度に限り別に定める必要によるものです。「藤沢市立学校の管理運営に関する規則」第3条第3号において、秋季休業を10月の第2月曜日の翌日と定めております。これは「国民の祝日に関する法律」により、現在の「体育の日」が10月の第2月曜日と定められていることから、その翌日を休業日としているものです。そういった中で、昨年度に当該法律の一部を改正する法律が公布され、今後、祝日の名称が「体育の日」から「スポーツの日」に改められるとともに、特例として別途に法改正が行われ、令和2年度に限っては、東京オリンピック競技大会の開会式の日を「スポーツの日」とする意図から、その日にちが従来の10月の第2月曜日ではなく、大会の開会式が行われる7月24日となりました。このことに伴い、令和2年度10月の第2月曜日である10月12日が祝日ではなくなることから、当該月曜日を登校日とするのかを校長会とも協議した結果、その翌日である秋季休業を1日前倒しすることで、10月の第2月曜日を休業日とすることに至りました。

また、この結果を踏まえ、同規則第2条第1号において、2学期制の後期の初日を後の第3条で定める秋季休業の日としていることから、同規定についても同様に後期の初日を1日早めるものです。なお、「スポーツの日」が10月の第2月曜日以外となるのは、令和2年度に限った措置であることから、同規則の改正は行わず、本議案においてご決定いただくものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第33号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、議案第33号「藤沢市立学校における令和2年度の学期及び秋季休業について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長

それでは、その他に入ります。

(1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について、事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長

学校生活についてのアンケート調査の結果について、報告いたします。(資料参照)

1 「調査の概要」では(1)調査目的 各学校においては、児童生徒の実態把握と指導に生かすこと、教育委員会においては、本市全体の傾向

の把握と今後のいじめ防止施策に反映することを目的として、市立小・中学校に通うすべての児童生徒を対象に実施したものです。(2) 実施時期 (3) 調査対象 (4) 調査・回収方法は記載のとおりです。(5) 調査内容については、設問1～設問4は「学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒の把握」、設問5は「自己の行動の見直し」、設問6～設問8は「周囲の児童生徒の意識」となっており、嫌と感じる行為を受けた、行った、見た、聞いたといった3つの観点を柱に調査しています。

2 「調査結果の分析の観点」では、記載の3点を設けています。

3 「調査結果の分析と考察」では、「はい」と答えた児童生徒の3年間分の割合を表と棒グラフで示しています。7ページから8ページの設問1から設問4の「受けた」、9ページの設問5の「行った」、10ページから11ページにある設問6から設問8の「見た」「聞いた」まで、全体を通して見えることは、学年を重ねるにつれて、ほとんどの学年で減少していきます。しかし、(6)の「パソコンや携帯電話、スマートフォンで悪口を言われたり、書き込まれたりした」という項目からは、小学校4年生から中学校1年生にかけてパソコンや携帯電話、スマートフォンによるトラブルが増加する傾向があり、昨年度の調査と比較すると、低年齢化が進んでいるとうかがうことができます。さらには設問1のように、「受けた」と回答している児童生徒の割合に対して、設問5のような「行った」と回答した児童生徒の割合は下回っており、行為を行っている自覚や認識が薄いことがわかります。設問6の「見た」「聞いた」と回答した児童生徒の割合が高いのは、いじめについての感度が上がったことと、1つの事案に対して複数の児童生徒が見ていることをあらわしていると思われる。各設問のグラフから読み取れる「考察」については、各ページ右下の枠の中に記載しておりますので、詳細は後ほどご覧ください。

12ページの4の「アンケートから見えるいじめ防止対策の成果と課題」では、本調査を含めこれまでのいじめ問題に係る取組の成果として考えられることとしては、1点目として、全教職員が児童生徒に寄り添い、きめ細かな指導を行うことや学校生活アンケート等の実施により、いじめの早期発見、早期対応につながっているということ、さらには教育委員会の「いじめ防止対策担当指導主事」及び「いじめ防止対策担当スクールカウンセラー」による研修会の開催により、教職員のいじめに対する意識や対応力が高まっているということ、2点目として、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、いじめに関する問題を児童生徒が自分自身のこととして考えることができるよう、計画的、発展的に取り組んでいるということ、3点目としては、児童生徒のいじめに対する自覚が高まり、「あ

いさつ運動」「意見箱の設置」「アンケート調査」の実施など、各学校において、児童生徒によるいじめ防止に向けた自治活動が積極的に推進されているということでございます。

その一方で、(2)「課題」といたしましては、1点目として、小学校4年生から中学校1年生にかけてパソコンや携帯電話、スマートフォンによるトラブルが増加しています。昨年度の調査と比較すると、低年齢化が進んでいることから、小学校低学年からの情報教育の推進が必要です。2点目として、例年、中学校2年生において友人関係での悩み等が多くなっていることから、中学校生活に慣れたこの学年の特性を理解し、一層丁寧な指導と支援が必要です。

最後に、5の「今後の取組」について、学校はより一層学校内において情報を共有し、チームで支援・指導していくことが重要となるため、スクールカウンセラー等を活用し、専門的な助言を受けながらさまざまな課題を抱える子どもたち一人ひとりのニーズに応じた対応を行っていきます。教育委員会はいじめに関する研修会を充実させていきます。児童生徒のネットトラブルが低年齢化していることを踏まえ、引き続き、学校において児童生徒、保護者に対する情報モラル教育を推進し、トラブルが発生した際には学校と連携して早期対応を図ります。以上で、学校生活についてのアンケート調査の結果についての報告を終わります。

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員 無記名でアンケートの実施ということで、さまざまな取組をする中で、いじめの件数自体は減ってきているのは大変よいと思うのですが、個々のいじめを受けている方の把握は、このアンケートからはなかなか難しいかと思うのですが、その把握の仕方を教えていただきたいと思います。

納富教育指導課指導主事 いじめの把握ですが、日々、小学校については児童支援担当教諭か、担任を持たない全校を見る職員がいますので、トラブルがあったときにはその現場で状況を聞き取ったり、担任とあわせてその子どもたちに指導したりというところで、小学校は児童支援担当教諭、中学校は生徒指導担当が中心になって、現場での発見というのが1つあります。それとそれだけでは見えないものがありますので、こういったアンケートを行って、調査をして、その結果の上で初期の対応に当たるというのが主にこの2つでございます。

坪谷教育指導課主幹 補足いたしますと、このアンケートもそうですが、それぞれの学校独自の形で必要に応じて併用させながら、無記名ではあっても事案がいろいろと出てくるので、出てきた事案を担当や組織的なところで職員たち

がいろいろと精査しながら、さらに調査や聞き取りといったところにつなげていくということもあります。これは無記名ではあるけれども、出てきた内容によっては、その後の対応に効果的につながってくるというものでもあります。

飯島委員 「3 調査結果の分析と考察」の(6)ですが、多分、小学校4年から中学校3年に向けてスマートフォン、携帯電話を持っている子どもたちの割合が増えているのだらうと思うのですが、小学校4年生から中学校3年まで、どのくらいの割合で携帯電話、スマートフォンを持っているのかという調査結果はありますか。

窪島教育指導課長 携帯電話、スマートフォンの所持率につきましては、調査はしているのですが、今、手元にございませんで、追って正確な数字をご報告させていただきます。

飯島委員 この中で中学3年生について、今年度事案が非常に少ない傾向にあるということですが、何か特徴的なことが中学3年生ではあるのですか。それともこの学年特有の状況なのですか。

窪島教育指導課長 現段階におきましては、中学3年生は確かに「された」「した」というふうなところにおいて、数は下がっているところがあるわけですが、これについて明確な理由、これが決定だらうというふうなものにつきましては、こちらとしても把握ができていないのが現状です。ただ、先ほどもご報告いたしましたとおり、道徳の活用であるとか、情報教育等について力を入れている1つの結果ではないかと推測しております。

飯島委員 よい結果が出ているのは、教育的な指導の効果のあらわれではないかと思っています。最後の12ページの(2)の「課題」で、「昨年度の調査と比較すると低年齢化が進んでいると捉えることができます。このことから、小学校低学年からの情報教育の推進が必要です。」ということですが、具体的に小学校低学年ではどういう場面で情報教育を行うのですか。

納富教育指導課指導主事 各学校で最近よく聞いているのは、専門の講師を招いて情報モラルについての講演会を行っているというところなんです。特に、高学年くらいからはスマホ、携帯の所持率が上がるというところもありますし、そうでなくてもネット環境の中に触れるということがありますので、各学校からそのような研修会、講演会を子どもたち向けにやっているという報告はいただいているところです。

平岩教育長 他にありますか。

ないようですので、この報告を終わります。

×××

続いて、(2)平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の

諸課題に関する調査の結果について、事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長 それでは、平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、ご報告いたします。(資料参照)

1 調査の概要 (1)趣旨 児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資すること。本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものです。(2)調査内容、(3)実施期間、(4)調査対象及び調査・回収方は記載のとおりです。

14 ページ以降の資料につきましては、参考に平成 28 年度、平成 29 年度の状況についても記載しております。それでは、暴力行為、いじめ、不登校の状況について藤沢市の調査結果を説明いたします。まず、「暴力行為の状況」について。平成 30 年度の暴力行為については、小学校 166 件、中学校 125 件、総数は 291 件となっており、前年度に比べて 2 件の増加となりました。小学校では前年度に比べて 12 件、中学校では 14 件の増加です。本市小学校の「対教師暴力」の件数が増加した要因は、暴力行為が低年齢化していることが考えられます。教育委員会としては、小学校に全校配置となった〔児童支援担当教諭〕とともに、支援を必要とする児童が少しでも早く適切な学校生活を送ることができるよう支援に努めてまいります。

次に「いじめの状況」について、いじめの認知件数は小学校で 668 件、中学校で 143 件、合計 811 件となっております。前年度に比べ小学校で 148 件の増加、中学校で 33 件の減少となっております。本市におきましては、いじめの認知件数において年々増加傾向が見られます。これは小学校児童支援担当教諭が前項に配置されたことにより、きめ細かな対応により報告がなされたこと、また、「いじめ防止対策推進法」に規定されたいじめの定義を適切にとらえて認知が行われたことが大きな要因ととらえております。

次に、「不登校の状況」について。不登校の児童生徒数は、前年度と比べて小学校が 18 人増の 186 人、中学校は 26 人増の 432 人です。小・中学校合わせて 618 名で 44 人の増加となっております。不登校となったきっかけは、複数回答ではございますが、昨年度までに比べ小・中学校ともいじめを理由とするものが増加しております。教育委員会といたしましても、不登校児童生徒の状況把握をもとに学校との連携を図り、必要に応じて関係機関等と連携して支援に努めてまいります。

最後に、17 ページに暴力行為、いじめ、不登校についての平成 30 年度

神奈川県児童生徒の問題行動等調査の結果及び全国の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、参考として掲載しておりますので、こちらも後ほどご覧ください。以上で、「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」の報告を終わります。

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員 不登校の関係で、特に中学校が432人と全体として多いが、先ほど、学校とは別に関係機関が入っているような感じの説明があったと思うが、どんな機関が入っていて、どんなことをやっているのか、ケースによって違うと思うが、代表的なものを教えていただきたいと思います。

角田教育指導課指導主事 外部機関が関わっているケースですが、学校教育相談センターの善行にあります「相談支援教室」に不登校の児童生徒が通われているケースがございます。その他に外部としてフリースクールの方に通われているケースがございます。具体的にどんなことをやっているかということですが、善行の相談支援教室では学校の教科の授業だけではなく、いろいろな活動を通して、その児童生徒の実態に合ったような取組を工夫して行っております。

飯島委員 関連しての質問ですが、フリースクールに通っているお子さんは、状況によっては学校の出席扱いになると思うのですが、出席扱いをしているお子さんがいるのかどうか。それから把握をしている範囲でいいが、フリースクールに通っている小学生、中学生はどのくらいいるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

窪島教育指導課長 出席扱いにしている子どもたちがいるのは把握しております。それからそれぞれの家族状況のもとで出席についても、学校教育相談センターの善行分室では、毎日通ってくる子どもたちばかりではなく、日によって通ったり、通えなかったりというふうなこともあると聞いておりますので、必ずしも人数が何人ですと明確に答えられるものではないと考えております。これはフリースクールの方も学校と連絡を取り合って出席状況の確認をしているようですので、同様に、来れる日もあれば来れない日もある子どもたちもおりますので、明確な人数等は、今、わからないところがございますので、ご理解いただければと思います。

飯島委員 不登校の関係ですが、不登校になったきっかけについて、小学校と中学校で大きな差があるのは、中学校では学業不振ということで不登校になった生徒が平成30年度76名、小学校では19名ということですが、学力あるいは学習に対しての教育委員会としての支援、あるいは学校で取

り組んでいることについて教えていただきたいと思います。

窪島教育指導課長 学校が取り組んでいること、教育委員会が取り組んでいることの1つといたしましては、不登校になる前、あるいは後でもいいのですが、子どもたちが通常の授業だけでは授業が厳しいという場合に、中学生に対しては放課後学習教室といったものを開催して、学習の支援を行っております。それ以外にも不登校になってしまった子どもたちにおいても、日中は登校できないけれども、例えば放課後であれば登校できるとか、別室であれば登校できるという子どもたちもおりますので、そういったところでの支援を行っているところでございます。

それから、この秋から運用が開始になったインターネットで自学自習ができるようなシステムもでき上がったところでもありますので、そういったものも今後活用できるのではないかと考えております。

飯島委員 インターネットを通じて、不登校の子どもたちが家庭で自学自習できる仕組みは今までなかったものですが、そういうことを通して子どもたちが学習意欲を持って、担任の先生が家庭訪問をしながらフォローしていけば、学力が少しずつ回復したり、ついてくると期待できると思います。そういうシステムがきちんとできて回転していったらいいと思います。ぜひ推進をお願いしたいと思います。

平岩教育長 他にありますか。

ないようですので、この報告を終わりたいと思います。

以上で、本日、予定しておりました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 委員の方で、前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。12月18日(水)午後5時から、傍聴者の定員20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、次回の定例会は12月18日(水)午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催いたします。

以上で、本日、公開での審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時35分 終了